

重要事項説明書

本説明書の内容を十分にお読みください。

本説明書は、電気事業法および同法施行規則に準じて、ならびに特定商取引法および同法施行規則に基づき交付するものです。

電気供給契約に関する重要事項説明書

北陸のむシリカ電力 低圧

お客さまが、株式会社 Qvou（以下「当社」といいます。）に電気使用の申し込みをしていただくにあたり、当社が電気事業法に基づき説明し、お客さまにご確認いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。なお、電気の供給および使用に関する契約（以下「本供給契約」といいます。）の詳細は、電気供給約款（北陸のむシリカ電力 低圧）（以下「本供給約款」といいます。）およびその別紙に定めています。

1. 電気使用の申し込み電気供給契約の成立および契約期間

(1)申込方法

あらかじめ本供給約款および別紙の要綱その他本供給契約の条件（以下「本供給約款等」といいます。）を承諾のうえ、当社が必要とする事項を明らかにし、当社所定の Web ページ上の様式または電話により申し込みをしていただきます。

(2)本供給契約の申し込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ、次の事項を承諾するものとします。

- イ 支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、需要場所、料金の支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が提供することがあること。
- ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）において定める需要家等に関する事項を遵守すること。
- ハ 本供給契約に基づきお客さまから申し出ていただいた事項のうち、託送約款等に基づく接続供給のために当該一般送配電事業者等が必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に当社が情報を提供すること。

(3)契約期間・更新

本供給契約は、原則としてお客さまからの申し込みを当社が承諾したときに成立します。本供給契約の契約期間は、料金適用開始の日からお客さまが当社以外の小売電気事業者から新たに電気の供給を受ける日の前日までとします。

2. 使用開始予定日

(1)他社からの切替えの場合

原則として、従前の小売電気事業者（以下「旧小売電気事業者」といいます。）との解約や当該一般送配電事業者等との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の、当該一般送配電事業者等の託送約款等に定める検針日（次回検針日または次々回検針日）とします。

(2)お引っ越しの場合（新たに電力供給を受ける場合）

お客さまが申込時に申し出た希望される日または、別途当社とお客さまとの間で協議の上当該一般送配電事業者等と協議をした日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状態で電気の使用を開始し、後に当社と電気供給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。

3. 電気料金

(1)料金プラン・割引種別はお客さまからの申し込みに基づき適用します。料金プランおよび適用条件については、料金表および本供給約款別紙の要綱等をご確認ください。

(2)電気料金は、契約電流、契約容量もしくは契約電力によって決まる「基本料金」または一定の電気ご使用量まで一律に適用される「最低料金」と、電気ご使用量に応じて決まる「電力量料金」の合計（割引制度の適用がある場合は、その合計から割引額を差し引いた金額）に、燃料費調整額による調整を行い、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとします。ただし、最低月額料金を設定している場合であって、基本料金と電力量料金との合計が最低月額料金を下回る場合は、最低月額料金とします。また、適用する割引種別により割引額には上限があります。なお、まったく電気を使用しない月の基本料金は、半額とします。

※燃料費調整額はご使用量に燃料費調整単価を乗じることにより算定します。燃料費調整単価は 4. のとおり算定し、火力燃料（原油）の価格変動に応じて毎月自動的に変動いたします。この変動は、従量電灯プランおよび低圧電力プランの場合には上限がありますが、その他の契約種別の場合には上限がありません。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金は原則、ご使用量に再生可能エネルギー発電促進賦

課金単価を乗じることにより算出します。再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は経済産業省の公示する単価を使用します。

4. 燃料費調整

(1)燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α = 0.0415 β = 0.0745 γ = 1.2499

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の契約種別の区分に従い、以下の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 従量電灯プランおよび低圧電力プランの場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を下回る場合

燃料費調整単価 = (79,800 円 - 平均燃料価格) × (2)の基準単価 ÷ 1,000

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を上回り、かつ、119,700 円以下の場合

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 79,800 円) × (2)の基準単価 ÷ 1,000

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 119,700 円を上回る場合

燃料費調整単価 = (119,700 円 - 79,800 円) × (2)の基準単価 ÷ 1,000

(ロ) (イ) の契約種別以外の契約種別の場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を下回る場合

燃料費調整単価 = (79,800 円 - 平均燃料価格) × (2)の基準単価 ÷ 1,000

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を上回る場合

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 79,800 円) × (2)の基準単価 ÷ 1,000

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、以下のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に、ロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------------	----------

(3)燃料費調整単価等のお知らせ

当社は(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。

5. 電気ご使用量の計量や電気料金の算定方法等

- (1)料金算定期間の使用量は、当該一般送配電事業者等が託送約款等に基づき計量した値を用いて算定します。計量器は、託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等が設置します。
- (2)当社は、その使用量を WEB 会員サービスによりお客さまへお知らせします（使用開始後に当社より送付するご契約内容をお知らせする書面内に WEB 会員サービスの登録方法を記載しています。）。
- (3)料金算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）とします。ただし、電気の供給を開始し、または本供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または本供給契約終了日の前日を含む計量期間等の始期から本供給契約終了日の前日までの期間とします。

6. 工事費等の負担

- (1)当該一般送配電事業者等から、託送約款等に基づき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、原則として、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として工事着手前に申し受けます。
- (2)当社は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果を原則として電磁的方法により、お客さまにお知らせします。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、書面によりお知らせすることがあります。この場合、お客さまには、原則として、1 契約 1 料金算定期間につき 100 円（消費税等相当額別）を書面発行手数料を負担して頂きます。
- (3)本供給約款 18（料金の支払義務および支払期日）(5)に定める当社の指定する会社の提供する後払い決済サービスまたはコンビニエンスストア用振込用紙にて料金をお支払いいただく場合、事務手数料として 305 円（消費税等相当額別）をお支払いいただきます。

7. 電気料金等のお支払い

- (1)電気料金、延滞利息、工事費負担金その他の費用については、口座振替、クレジットカード払い、コンビニエンスストア払い又は当社の指定する会社の後払い決済サービスによりお支払いいただき、支払期日を過ぎた場合は当社が送付するコンビニエンスストア用振込用紙にてお支払いをいただくものとします。なお、当社の指定する会社の後払い決済サービスによりお支払いいただく場合、手数料として 335 円（税込）をお客さまにご負担いただきます。延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及びその消費税等相当額を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）を乗じて算定してえた金額とします。
- (2)お客さまの料金の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目（当該日が銀行法に定める休日である場合は、翌日以降の休日以外の日）といたします。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、請求する料金のうちその月で後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日又はお客さまと当社との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して 30 日目といたします。
- (3)お客さまの電気料金の支払義務が発生する日は、託送約款等に定める検針日（以下「検針日」といいます。）とし、検針日に検針が行われないう等の事情により、当該一般送配電事業者等から検針の結果等を検針日の翌日以降に受領した場合（本供給契約が終了した場合は含みます。）は、当社が検針の結果等を受領した日といたします。

8. 契約電力・契約電流・契約容量

申込時に申出の契約電力、契約電流または契約容量とし、本供給約款の定めに従い当社とお客さまとの協議によって決定されます。

9. 供給電圧および周波数

- (1)供給電圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルト
- (2)周波数
北陸電力ネットワーク管内
60Hz

10. お客さまの申し出による本供給契約の変更

- (1)お客さまが本申込書に記載していただいた内容について変更を希望される場合は、すみやかに当社に変更の申込みをしていただき、協議の上、合意に至った場合は、新しい契約内容に変更することができるものとします。ただし、お客さまが契約電力等を新たに設定または契約電力等を増加した後に契約電力等を減少しようとする場合において、当社が当該一般送配電事業者等から料金または工事費負担金の精算を求められた場合、当社は、お客さまよりその精算金を申し受けます。ただし、将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。
- (2)お客さまが(1)に基づき契約種別を変更する場合であって、当該変更が 2 回目以上となる場合、

お客さまには、当社が定める期日までに契約種別変更手数料として契約種別変更の都度3,000円（消費税等相当額別）を支払っていただきます。

11. お客様の申し出による本供給契約の中途解約

- (1)お客様が電気の使用を終了しようとされる場合は、あらかじめ 1 ヶ月前までに当社に当社指定の様式にしたがって通知していただきます。本供給契約は、次の場合を除き、お客様が当社に通知された終了期日に終了することとします。
- イ 当社がお客様の終了通知を終了期日の 1 ヶ月前の日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日から 1 ヶ月後に本供給契約が終了するものとします。
 - ロ お客様の責めとなる理由により当該一般送配電事業者等が供給を終了させるための処置ができない場合は、本供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。
 - ハ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置ができない場合は、本供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。
- (2)前項の規定にもかかわらず、お客様が当社に通知をせず、他の小売電気事業者または取次店に電気供給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関もしくは当該一般送配電事業者当該一般送配電事業者等から当社に終了の通知がされた場合、当該通知をもってお客様の当社に対する終了通知として取扱い、電力広域的運営推進機関もしくは当該一般送配電事業者当該一般送配電事業者等から当社に通知がされた終了期日を終了日といたします。なお、当社は、当該通知の内容についてお客様に確認をする場合があります。
- (3)お客様が、(1)による通知をされないで、その需要場所から移転された等、電気を使用されていないことが明らかとなった場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に本供給契約は終了するものとします。

(4)(1)によってお客様が本供給契約の解約を希望する場合で、新たに契約電力等を設定した日または契約電力等を増加した日から本供給契約の解約日までの期間が 1 年未満の場合で当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金や工事費等の精算を求められた場合、お客様は、その金額を当社に支払うものとします。ただし、将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

- (5)お客様が当社から他の小売電気事業者へスイッチングされる場合の解約については、新たな小売電気事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。（当社への解約のお申し出は不要です。）

(6)(1)から(3)によって本供給契約が終了した場合、お客様には、当社が定める期日までに契約切替手数料として 3,000 円（消費税等相当額別）を支払っていただきます。

12. 当社からの申し出による本供給契約の解除等

- (1)当社は、次の場合には、本供給契約を解除することがあります。なお、この場合、当社は本供給契約を解除する 15 日前までに解除日を明示し、あらかじめその旨をお客様にお知らせするとともに、①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、②お客様が希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。また、当該解除によって、お客様は当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。
- イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合
 - ロ 本供給約款 18（料金の支払義務および支払期日）(5)に定めるコンビニエンスストア用振込用紙記載の支払期日を経過してもなお、お客様が料金を支払わない場合
 - ハ お客様が他の供給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ニ 本供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他本供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
 - ホ 本供給約款 29（供給の停止）によって、電気の供給を停止されたお客様が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ヘ ロ、ニおよびホに掲げるもののほか、本供給約款の条項に違反した場合
 - ト お客様が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - チ お客様が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合
 - リ お客様が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - ヌ お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ル お客様が本供給約款 46（反社会的勢力との取引排除）(1)各号に該当した場合

(2)(1)によって本供給契約が終了した場合、お客様には、当社が定める期日までに契約切替手数料として 3,000 円（消費税等相当額別）を支払っていただきます。

13. 違約金

- (1)お客様が次のいずれかに該当した場合であって、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

- イ 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用した場合
- ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
- ニ お客さまが動力電力を利用されている場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用した場合

(2)お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合であって、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合または当社が損害を被った場合、お客さまには、その賠償に要する金額を当社に対して支払っていただきます。

14. 本供給約款等の変更

- (1)当該一般送配電事業者等が定める託送約款等の変更または法令・条例・規則等の制定もしくは改廃により、本供給約款を変更する必要がある場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本供給約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本供給約款の内容およびその効力発生時期を当社ウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本供給約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。
- (2)本供給約款等の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、供給条件に関する契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、次の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。なお、お客さまが、本供給約款等の変更に伴い、契約変更後の供給条件に関する書面の交付を希望される場合には、当社お問い合わせ先まであらかじめその旨を要求していただくものとします。
 - イ 供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ロ 供給条件に関する契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
 - ハ 上記にかかわらず、本供給約款等の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび供給条件に関する契約変更後の書面交付をしないこととします。
- (3)お客さまと当社との間で本供給契約が成立した場合、本供給約款等、本供給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。

15. 託送約款記載内容の遵守

- (1)お客さまには、託送約款等における需要者に関する事項を遵守していただきます。
- (2)当社は、本供給契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者等が必要場所への立ち入りが必要と認める場合、当社または当該一般送配電事業者等は、お客さまの承諾を得て需要場所に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、当社または当該一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3)(1)および(2)の他、電気工作物等に支障がありまたは支障が生じるおそれがある場合等のご連絡、施設場所の無償提供、電気工作物の無償使用、お客さまが施設した設備の無償使用、調査、保安などにご協力いただく必要がございます。本供給約款 23（需要場所への立入りによる業務の実施）から 28（保安に関するお客さまの協力）をご参照ください。

16. 損害賠償の免責

当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はお客さまが被った損害について、12 万円を超えた賠償の責めを負いません。

17. その他

- (1)お客さまが他の小売電気事業者(以下「旧小売電気事業者」といいます。)から当社に切り替えられると、旧小売電気事業者との契約は解約となりますので、その契約内容によっては旧小売電気事業者に対する解約金が発生する場合があります。また、旧小売電気事業者で利用されているポイント等のサービスが失効・停止する場合等、お客さまの不利益になる事項が発生する場合があります。詳細については、旧小売電気事業者にご確認ください。
- (2)当社または当該一般送配電事業者等が解約をし、または供給もしくは使用の制限、中止もしくは停止をしたために、お客さままたは第三者が損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がない場合は、当社は賠償の責任を負いません。
- (3)当社は、個人情報の一部を共同利用することがあります。共同利用における利用項目、利用者の範囲、利用目的等の詳細は当社のプライバシーポリシーをご確認ください。

18. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名 称：株式会社 Qyou（小売電気事業者登録番号 A 0 7 7 3）
住 所：兵庫県神戸市中央区御幸通 6-1-20
電話番号：0120-66-77-88
受付時間：9：00-18：00（日曜、祝日、夏季休業、年末年始休業は除く）
ホームページ：<https://denryoku.nomu-silica.jp/>